

第3章 事象別の災害予防

第1節 風水害予防対策

現状	竜田川、富雄川は、県が水位周知河川に指定しており、浸水想定区域が公表されている。また、県は、大和川流域治水対策の見直しを図るべく、支流単位のモデル流域を設定し、市町と連携した具体的な流域対策案の検討を行っている。
課題	市内の竜田川流域には、浸水常襲地域があり、また、富雄川上流や天野川支流では、局地的大雨により氾濫した実績があるため、当該地域の浸水被害を軽減するためには、河川改修に加えて流域で雨水を貯留・浸透させる多面的な流域治水対策を充実させる必要がある。 <u>また、浸水想定区域に係る要配慮者利用施設の避難確保措置が重要である。</u>
基本方針	大雨、洪水等による水害の危険から、市民の生命や財産を守るため、治水施設の整備等のハード対策を着実に進めるとともに、雨量や河川水位の情報提供、避難計画の作成、河川に関する普及・啓発等のソフト対策を併せて実施する。
<ul style="list-style-type: none"> → 資料集 1-2-4 重要水防区域一覧 → 資料集 1-2-5 水防警報河川・水位周知河川一覧 → 資料集 2-2-1 浸水想定区域ごとの情報伝達方法等 → 資料集 2-2-2 浸水想定区域に係る災害時要援護者利用施設要配慮者利用施設一覧 	
1 河川・水路の改修・整備	建設部
市は、河川や水路の安全性を高めるため、県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改良等の改修工事を推進するとともに、浚渫、内水排除等の実施により、洪水の予防に努める。	
2 洪水リスクの周知等	総務部、建設部
市は、県が公表する河川の浸水想定区域や水深等について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に危険箇所、避難情報の伝達方法、避難所等を周知する。 なお、水防法上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。	
3 洪水の警戒避難体制の整備	総務部、建設部
市は、水位周知河川の避難判断水位到達情報の発表、水防警報の発表、浸水想定区域の指定・公表等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。	
4 竜巻・突風等の災害予防対策	総務部、都市整備部
市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、奈良地方气象台及び県と協力し、広く市民に普及を図る。 また、建築物防災週間等を利用して、建築物の所有者又は管理者に対して、風により倒壊、落下、又は飛散するおそれのある設備等の安全対策について啓発活動を実施する。	
5 要配慮者利用施設の避難確保	<u>施設管理者等、福祉健康部、教育こども部、総務部</u>
<u>浸水想定区域に係る要配慮者施設の管理者等は、水防法第15条の3に基づき、避難確保計画を作成・整備するとともに訓練を実施し、市に報告する。</u> <u>市はこれを受け、その内容について必要な助言・勧告を行う。</u>	

第2節 土砂災害予防対策

現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 356 箇所指定されており、そのうち 285 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されている。（平成 30 年 12 月 7 日告示により市域指定完了）
課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。 <u>また、土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設の避難確保措置が重要である。</u>
基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

- 資料集 1-2-2 市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- 資料集 1-2-3 土砂災害の前兆現象
- 資料集 2-3-1 土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等
- 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る **災害時要援護者利用施設要配慮者利用施設**一覧

1 土砂災害対策事業の推進	建設部
市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。 また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。	
2 土砂災害リスクの周知等	総務部、建設部
市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。 なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。	
3 土砂災害の警戒避難体制の整備	総務部、建設部
市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。 また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。	
4 宅地防災の推進	都市整備部
市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生時の未然防止に努める。	
5 要配慮者利用施設の避難確保	<u>施設管理者等、福祉健康部、教育こども部、総務部</u>
<u>土砂災害警戒区域に係る要配慮者施設の管理者等は、土砂災害防止法第 8 条の 2 に基づき、避難確保計画を作成・整備するとともに訓練を実施し、市に報告する。</u> <u>市はこれを受け、その内容について必要な助言・勧告を行う。</u>	